

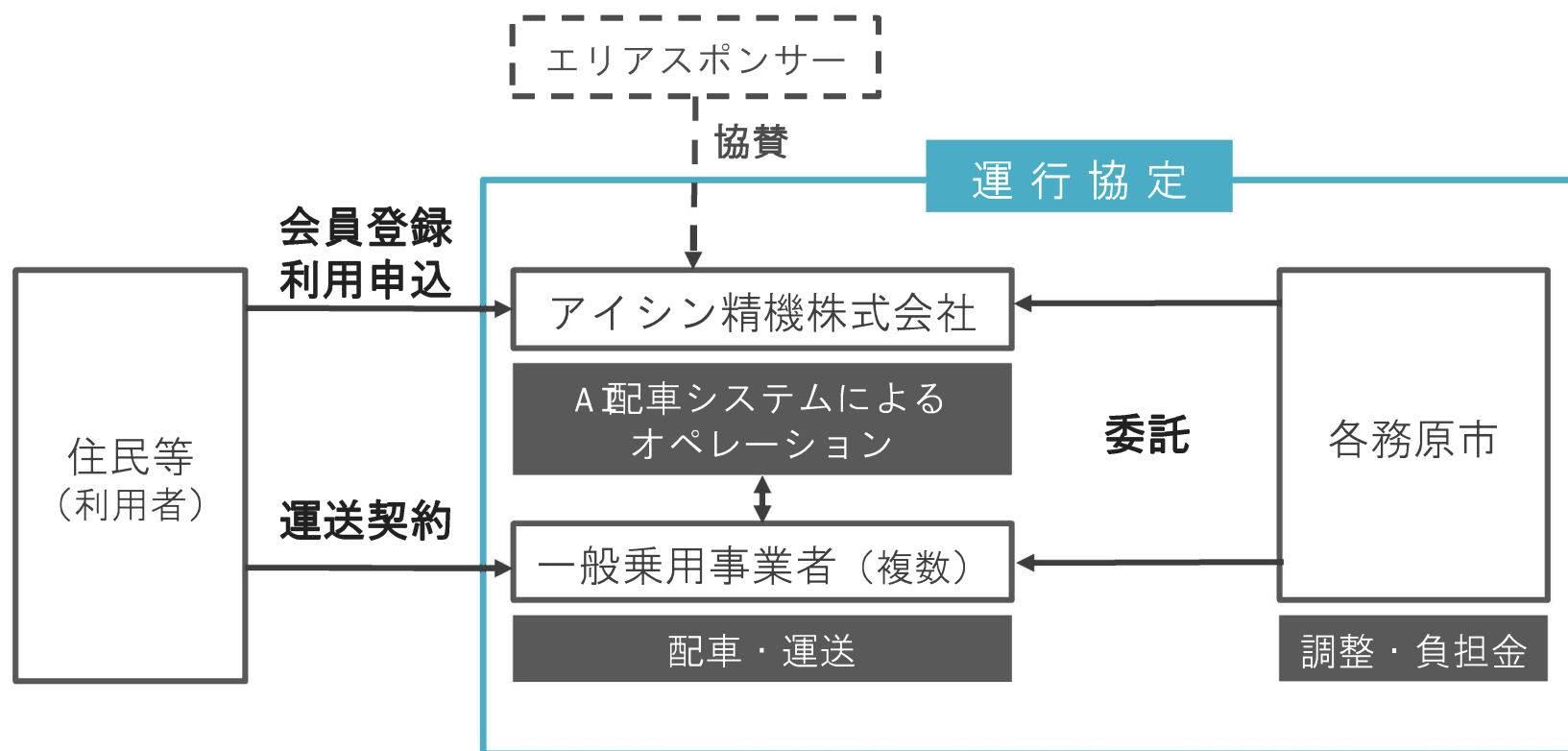
報告 1

「『チョイソコかかみがはら』実証実験
2年目の運行方針」

「チョイソコかかみがはら」実証実験2年目の運行方針(概要)

運行の体系

- 市内タクシー事業者5社・アイシン精機株式会社・市の3者で協定を締結
- 協定期間は、令和3年10月1日～令和4年9月30日（実証実験2年目の1年間）
- 詳細は、別添協定書案のとおり



「チョイソコかかみがはら」実証実験2年目の運行方針(運行体制)

運行体制

- 5社持ち回りで運行を実施（下記イメージを参照）
運行に必要な機材（タブレット等）を2セット用意し、機材も持ち回りにより効率的に運用する
- 具体的な持ち回り時期・期間の調整は、今後各タクシー事業者と調整

運行事業者（持ち回りイメージ）

	10月	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
セット①	A社		B社		E社		B社		D社		A社	
セット②		C社		D社		A社		C社		E社		B社

運行に向けた調整

- 運行開始に向けた調整や相談、運行開始後の改善等のため、タクシー事業者5社とアイシン精機株式会社、市で開催する「チョイソコ研究会」を発足
- これまでに2回開催（9/18、11/24）し、今後の方針説明、参画意思の表明、協定内容の確認を実施

今後のスケジュール

- 「第3回チョイソコ研究会」にて、持ち回り方法を調整・協定案の確定（令和3年1月～3月頃）
- 公共交通会議にて、協定案（最終）の協議（令和3年5月頃）
- 各種必要な法定手続等を実施（協議会后）
- 新体制での運行開始（令和3年10月～）

各務原市におけるオンデマンド型乗合サービスの運行に関する協定（案）

各務原市（以下「甲」という。）、株式会社アイシン（以下「乙」という。）、川島タクシー株式会社、岐阜交通東部株式会社、株式会社日本タクシー、日の丸自動車株式会社及び名鉄西部交通北部株式会社（以下「丙」と総称する。）は、本サービス（第1条に定義するものと同義。）の運行を行うことについて、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本協定の目的）

甲、乙及び丙は、岐阜県各務原市において、地域公共交通の確保及び中長距離の自力移動が困難な高齢者等の外出支援を主たる目的として、乗合の形態で公共施設、病院、クリニック、薬局、その他商業施設等の特定の目的地に定額運賃で会員（次条に定義する。）を運送する、オンデマンド型乗合サービス（以下「本サービス」という。）の事業展開を行うものとする。

第2条（運行の概要）

運行の概要は、以下のとおりとする。ただし、甲、乙及び丙による協議及び必要に応じて各務原市地域公共交通会議に諮り、変更することができる。

- | | |
|--------|--|
| ① 運行区域 | 各務原市内 鵜沼南エリア（丁目は下記のとおり）
鵜沼小伊木町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
鵜沼大伊木町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目
鵜沼丸子町1丁目・2丁目・3丁目
鵜沼朝日町2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
鵜沼各務原町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目・
7丁目・8丁目・9丁目 |
| ② 乗降場所 | 停留所方式
停留所の設置場所及び設置数は、甲乙協議の上で決定する。 |
| ③ 期間 | 2021年10月1日から2022年9月30日 |
| ④ 運行日 | 運行期間のうち、土・日・祝祭日、年末・年始（12月29日から
1月3日）を除く月曜から金曜 |
| ⑤ 運行時間 | 9：00～16：00
(利用申込は、電話は8:30～16:00、WEBは24時間対応) |
| ⑥ 乗客 | 乙の会員規約にもとづき利用申込みを行い、乙が会員であると認めた方（以下「会員」とする） |

⑦ 運賃

1 乗車 400 円とする。ただし、下記の通り割引運賃を設定する。

・ 小人（小学生） ・ 高齢者（満 65 歳以上） ・ 身体障がい者手帳所持者のうち第 1 種身体障がい者及びその介護者 1 名 ・ 身体障がい者手帳所持者のうち第 2 種身体障がい者 ・ 療育手帳所持者のうち第 1 種知的障がい者及びその介護者 1 名 ・ 療育手帳所持者のうち第 2 種知的障がい者 ・ 精神障がい者保健福祉手帳所持者及びその介護者 1 名	1 乗車 200 円
・ 未就学児童（ただし小人以上の同伴者 1 人につき 2 名まで。3 人目からは小人運賃を収受する。） ・ 1 歳未満の乳児	無料

⑧ その他

会員が、本サービスから、ふれあいバスへ乗り継ぎ利用をする場合のみ、丙は当該会員に対して甲が支給するふれあいバス乗り継ぎ券を発行することができる。

第 3 条（役割分担）

甲、乙及び丙は、本サービス運行のため、以下の各号に定める各々の役割、その他の各当事者間で合意した本サービス運行の実施等に必要な事項を分担し、協力する。

1. 甲の役割

- (1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「運送法」という。）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき設置する各務原市地域公共交通会議にて、本サービスに関する事項の協議を行う。
- (2) 運行に必要な許認可取得に協力する。
- (3) 会員募集のための実施地域の住民への周知活動に協力する。
- (4) 運行地域における車両停止場所（公園、公民館、ごみ収集場所等）への停留所掲示に協力する。
- (5) 本サービスに協賛するスポンサーの獲得に協力する。
- (6) 国土交通省、タクシー協会等、運行に関わる公的な団体への協力要請を行う。
- (7) 本サービスの運行または事業展開を中止もしくは終了する場合の、住民への理解活動に協力する。

2. 乙の役割

- (1) 甲及び丙と調整の上、本サービスの運行及び実施の準備を行う。
- (2) 会員募集に必要な会員規約を作成し、及び会員登録の受付及び会員の管理を行う。
- (3) 配車システムを管理し、運営する。
- (4) 甲との協力により、スポンサーの獲得に努める。

3. 丙の役割

- (1) 乙の配車システムを活用し、運転手および車両の手配を行う。
- (2) 運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同法第21条第2号に基づき、乗合による会員の運送を行う。
- (3) 甲及び乙と協力して、本サービスの利用促進に取り組む。

第4条（報告および連絡等）

甲、乙及び丙は、本協定に定める各々の役割の履行中、準備や実施状況について、相互に報告および連絡する。また、当事者間で協議の上、運行内容を変更することができる。ただし、必要に応じて、各務原市地域公共交通会議の協議に諮るものとする。

第5条（責任および費用負担）

1. 甲、乙及び丙は、本協定に定める各々の役割に応じて生じた責任を負担する。
2. 本協定に定める各々の役割を果たすために発生した費用負担については、別途定めるものとし、本サービスの運行または事業展開が中止もしくは終了した場合であっても、他の事業者に費用を請求しないものとする。

第6条（著作権および知的財産権の取扱い）

1. 本サービスに関して、甲又は丙が作成し、乙に提供したデータ、資料等の著作物に関する著作権は、当該著作物の作成者である甲又は丙に留保されるものとする。ただし、乙は、当該データ、資料等を本サービスの検討、改善に無償で利用できるものとし、甲及び丙は著作権人格権を行使しないものとする。
2. 本サービス、本サービスの運行または実施に関して成した成果（以下併せて「成果物」）に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権およびこれらを出願し、または登録を受ける権利（以下併せて単に「知的財産権」）は、前項に定める場合を除き、乙に帰属する。ただし、甲又は丙が、本サービスに関わりなく、かつ、乙が開示した情報によらずして、独自に開発した成果物に関する知的財産権は、開発した者に帰属する。

第7条（公表）

甲、乙及び丙は、本サービスに関するプレスリリースその他対外的な公表を行う場合には、その時期及び内容に関し、協議の上合意により決定する。ただし、法令等または適用ある金融商品取引所等の規則により必要とされる場合において、予め他の当事者に通知した上で合理的な公表を行う場合は、この限りでない。

第8条（情報）

1. 甲、乙及び丙は、本サービス遂行過程で生じた情報のうち、互いに無償で利用できる情報を別途協議の上指定する。甲、乙及び丙は、指定された情報を共有するものとする。
2. 甲、乙及び丙は、国や県の支援施策を受けるために必要な情報をお互いに提供する。
3. 甲、乙及び丙は、本サービスで得た情報は、各務原市における公共交通網及び本サービスの改善や検討を目的として使用するものとし、他の目的で使用することは認めない。ただし、予め協議の上で承認された場合はその限りではない。

第9条（秘密保持）

1. 甲、乙及び丙は、本協定の検討および履行に際して、開示当事者から秘密である旨明示されて開示された営業上、技術上、および経営上の情報の秘密を保持し、事前に開示当事者の同意なく第三者に開示しないものとする。ただし、①開示された際、既に自ら所有していた情報、②正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報、③開示を受けた際、既に公知であった情報、④開示を受けた後、自らの責によらないで公知となった情報、または⑤開示当事者が開示した秘密情報によることなく、独自に開発した情報は、この限りでない。
2. 前項本文にかかわらず、乙は、本サービスに関する情報を、本サービスに関連する業務を行う甲の関係団体および業務委託先に開示することができる。この場合、乙は、自己が本協定上負うと同等の義務を、当該関係団体等に課すものとする。
3. 甲、乙及び丙は、本協定の期間満了または解約による終了後、各当事者の協議にもとづき、秘密情報を返却し、または廃棄するものとする。

第10条（個人情報の保護）

1. 本協定に基づき、又は本サービスに関連して、乙が甲若しくは丙に開示し、又は、甲若しくは丙が知り得た個人情報（以下、本条において単に「個人情報」という。）については、甲又は丙は、本件業務を履行するために必要な範囲内でのみ利用できるものとし、必要な範囲を超えて個人情報の加工・利用・複製は行わないものとする。また、甲又は丙は、個人情報を適切に管理するとともに、いかなる第三者に対しても開示、漏洩しないものとする。さらに、甲又は丙が個人情報の取扱いを第三者に対して再委託する場合には、事前に乙の書面による承諾を得なければならないものとする。

2. 個人情報記載又は記録された書面、磁気ディスクその他の記憶媒体（以下、本項において「書面等」という。）について、当該書面等の使用目的が終了した場合、又は、乙からの請求があった場合には、甲又は丙は、乙の指示に基づき、当該書面等を乙に返却、又は、廃棄、消去するものとする。
3. 乙は、甲又は丙による個人情報の安全管理措置の状況を確認する必要があるときは、随時、甲又は丙に対し、個人情報の安全管理措置の状況について報告を求め、これに関連する資料の提出を求めることができ、甲又は丙は、これに協力するものとする。
4. 乙は、前項の報告及び資料の提出だけでは十分な確認ができないときは、甲又は丙に対し、個人情報の安全管理措置の状況について自ら調査し、必要があれば事前に書面で予告したうえで個人情報が取り扱われている甲又は丙の事業所等に立ち入り、当該事業所等に保管されている書類、帳簿、データ等の閲覧等の調査をすることができる。この場合、甲又は丙は、正当な理由がない限り、乙の行う調査に協力するものとする。
5. 甲又は丙は、個人情報の漏洩、盗難等の事故が発生し、又は発生するおそれが生じた場合、乙に対し、直ちに書面でその旨を通知するものとする。
6. 甲又は丙は、前各項に定めるほか、個人情報の漏洩、盗難等の防止、その他個人情報の安全な管理のために、個人情報保護法及び所管官庁の定める個人情報保護法に関するガイドライン並びに関係する各国の法令等の内容を満たす必要かつ適切な措置を講じるものとする。

第 11 条（前提条件および終了等）

1. 甲、乙及び丙は、以下の事項を確認し、承諾する。
 - (1) 本サービスの運行および事業展開は、監督官庁、自治体、業界団体、その他の機関の許認可、承諾、ならびに乙の社内での決裁を得られることを条件とする。
 - (2) 本サービスの運行および事業展開は、甲または乙の判断により、中止され、または終了することがある。
 - (3) 本サービスを中止または終了する場合、原則、その 1 年前までに各当事者へ申し出を行うこととする。
2. 甲、乙及び丙は、前項第 1 号に定める前提条件の不成就、同第 2 号に定める中止または終了の場合、本協定に定める自己の役割を果たさなかったことについて、各当事者に対して債務不履行責任を負わないものとする。

第 12 条（損害賠償）

1. 甲、乙及び丙は、本協定の履行に際して、故意または過失により他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。ただし、本協定第 11 条第 1 項第 1 号に定める前提条件の不成就、同第 2 号に定める中止または終了により他の当事者に損害が生じたとしても、その責任を負わないものとする。

2. 甲、乙、及び丙は、他の当事者が第 9 条および第 10 条に違反したことにより自らが損害を被った場合、その損害の賠償を請求することができる。

第 13 条（有効期間）

1. 本協定の有効期間は、2021 年 10 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日までとする。ただし、本協定第 11 条第 1 項第 1 号に定める前提条件の不成就の場合、同第 2 号に定める終了の場合、協議の上、本協定を有効期間の満了前に解約することができるものとする。
2. 前項に関わらず、本協定第 9 条は、本協定の有効期間の満了または解約による終了後も 3 年間、また、第 5 条、第 6 条、第 10 条、第 11 条第 2 項、および第 12 条は、本協定後の有効期間の満了または解約による終了後もなお有効に存続する。

第 14 条（準拠法および裁判管轄）

本協定は、日本法に準拠する。本協定に関して訴えを提起する場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第 15 条（その他）

本協定に定めのない事項については、協議により決定することとする。

以上を証するため、本書 7 通を作成し、各当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 月 日

各務原市那加桜町 1－6 9
各務原市
市長 浅野健司

愛知県刈谷市朝日町 2－1
株式会社アイシン
取締役社長 伊勢 清貴

各務原市川島河田町 9 3 4－6
川島タクシー株式会社
代表取締役 横山 孝雄

岐阜市東鶉 3－1 7－1
岐阜交通東部株式会社
代表取締役社長 石井 靖治

岐阜市鶴田町 3－7－1
株式会社日本タクシー
代表取締役
山田 健太郎

岐阜市市ノ坪町 2－2 0
日の丸自動車株式会社
代表取締役社長 川上 秀人

愛知県一宮市緑 3－8－2 4
名鉄西部交通北部株式会社
取締役支配人 座間 博

